

くらし

## 国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005 善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

**新成人の皆さん**  
20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納める制度です。

**学生納付特例制度とは**  
20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

対象は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する人です。

**申請の手続き**  
年金手帳またはマイナンバーカードなど、

国民年金は、年を取ったときの老齢年金のほか、病気やけがで障がいが残ったときは障害年金、家族の働き手が亡くなったときは遺族年金として受け取ることができ、厚生年金や共済組合に加入していない人が20歳になったときは、日本年金機構からお知らせが届きます。必要な手続きを行わず、保険料を未納のまま放置すると、これらの年金が受け取れなくなる場合があります。



**国民年金基金相談会の案内**  
国民年金基金は、国民年金に上積みして、より豊かな老後を保障するもので、自分の将来設計に合わせて年金を積み立てられます。国の国庫負担が入っているため利回りが民間より良く、掛金が全額社会保険料控

本人確認ができるもの、学生証のコピー（有効期限が表記されているもの）または在学証明書（原本）、印鑑を持って、市民課、各支所または年金事務所まで手続きをしてください。

**年金事務所からのお知らせ**  
年金請求手続きや年金相談を年金事務所で行う人は、事前に予約をお願いします。予約をすることで、来訪時の待ち時間が少なくなり、スムーズに手続きを進めることができます。

なお、予約の際には基礎年金番号が分かるものを準備して、ご連絡ください。

**予約受付専用電話**  
☎0570(05)4890  
月曜～午前8時30分～午後6時  
※祝日の場合は翌日以降の開所日  
火～金曜…午前8時30分～午後4時  
第2土曜…午前9時30分～午後3時

**問い合わせ**  
善通寺年金事務所 お客様相談室  
☎0877(62)1662  
(音声案内①②)

除となるので、所得税・住民税が軽減されるのが特徴です。

加入できる人は、20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者および60歳から65歳未満の国民年金任意加入者です。ただし、国民年金の保険料を免除されている人や、農業者年金に加入している人は加入できません。

次の日程で相談会を開設しますので、お気軽にご相談ください。

**日時** 1月26日(火) 午前10時～午後3時  
**場所** 危機管理センター

**問い合わせ**  
全国国民年金基金香川支部  
☎0120(65)4192

**社会保険労務士による無料年金相談**

**日時・場所**  
1月13日(水) 危機管理センター  
1月26日(火) 詫間福祉センター  
午前10時～午後3時

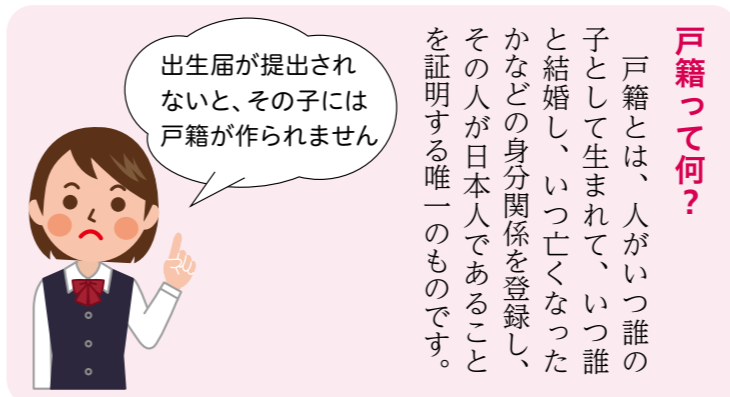
**持ち物**  
年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることを確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。

**問い合わせ**  
街角の年金相談センター高松(オフィス)  
☎087(811)6020

くらし

## 子どもの出生届を出せずに悩んでいる人へ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005 高松法務局観音寺支局 ☎25-4528



### 戸籍って何？

戸籍とは、人がいつ誰の子として生まれて、いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のもので、

「子どもが生まれたけれど、出生届を出していない(出せない)」と悩んでいる人や、そのご家族、お知り合いの人は、市民課または高松法務局観音寺支局にご相談ください。

事情をお聞きし、子どもを無戸籍にしないための最善の解決策を一緒に考えます。相談内容の秘密は必ず守ります。

催し

## 文書館 ちょこっと展示「三野庁舎の思い出」

▶問い合わせ 文書館 ☎63-1010



令和2年から解体工事が始まった旧三野庁舎・三野町文化センター。そこから移管された資料などをちょこっと展示します。

**会期** 1月9日(土)～31日(日)  
午前9時～午後5時

**場所** 文書館

**主な展示資料**

- 三野町役場・三野支所の看板
- 三野町文化センターの標銘板
- 三野町旗
- 旧三野庁舎・三野町文化センターの古写真

くらし

## 飼い犬や飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

犬や猫のむやみな繁殖の防止と殺処分の減少を図るため、飼い犬または飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します。

**要件** 次の要件を全て満たしていること

- 市内に住所を有し、かつ市内で犬または猫を飼っていること
- 県内の動物病院で令和2年4月以降に不妊・去勢手術を受けていること
- 犬の場合は、登録済みで補助金の申請をする日以前1年以内に狂犬病予防注射を接種し、注射済票の交付を受けていること
- 市税を滞納していないこと
- 手術の終了した日の属する年度内の申請であること(3月末までに申請してください)

※第一種動物取扱業者が営利目的で飼養している場合は対象外です。

**補助金額**  
犬または猫1匹につき、3,000円(当該年度において、1世帯につき、犬または猫のいずれか1匹まで)

**手続きに必要なもの**

- 補助金交付申請書および請求書
- 領収書(不妊・去勢手術費であること証明するもので、手術日の記載があるもの)
- 印鑑
- 申請する人の通帳
- 犬の場合、登録番号
- および狂犬病予防注射済票番号

※申請書などの様式は、環境衛生課または各支所にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

